

# 政府標準利用規約の見直しについて

# 政府標準利用規約の見直し

## 1. 見直しに向けて

・諸外国ではCC-BYを採用するか、これと互換性のある利用ルールを採用することが多く、CC-BYが事実上の国際的標準になっている。

各国で採用されている利用ルール		国名
既存利用ルール採用	「著作権不在の宣言（CC0）」	アメリカ、オランダ
	「表示ライセンス（CC-BY）」	ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド 他
独自利用ルール採用	「表示ライセンス（CC-BY）」互換	イギリス、フランス、イタリア（2.0版） 他

政府標準利用規約にはCC-BYに存在しない利用条件（①法令、条例又は公序良俗に反する利用、②国家・国民の安全に脅威を与える利用 を禁止する条項）があるため、

1. データ利用の委縮を招く懸念があるとの意見あり。
2. CC-BYと同等の利用ルールになっていないとされ、オープンデータ取組の国際的評価に影響。

**政府標準利用規約1.0版は、平成27年度に見直しの検討を行うこととされている**

※政府標準利用規約（1.0版）第1項 7）に記載

**国際的にオープンライセンスとみなされている英国Open Government License（OGL）の規定ぶりを参考に改定作業を実施**

# 政府標準利用規約の見直し

## 2. 第1.0版から第2.0版（案）の変更について（趣旨等）

国際的にオープンライセンスとみなされるよう、禁止条項を削除し、本利用ルール適用外コンテンツを予め記載。さらにCC BYと互換性がある旨も明記。

変更箇所	変更後（第2.0版）	備考
1. 3) 禁止している利用について	項を削除	
2. 別のルールが適用されるコンテンツについて	1. 4) 本利用ルールが適用されないコンテンツについて	英国OGLと同様の形式。各府省庁で異なるものは別紙に列挙。
1. 7) その他	・CC-BY4.0国際ライセンスと互換性がある旨を明記	英国OGLもCC BY4.0との互換性を明示

上記と合わせ、以下の点も変更

変更箇所	変更後（第2.0版）	備考
1. ホームページのコンテンツの利用について	・ホームページ→ウェブサイト ・著作権のないデータは自由に利用できる旨の追加	・昨今の一般的呼称に合わせるため ・二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）と同様の内容を追加
7) その他	・第1.0版掲示期間に利用者が入手したデータの扱いを明示	・第1.0版掲示期間に利用者が入手したデータの利用ルールは第1.0版が引続き有効とする。